

「(仮称)インフラフェスFUKUOKA2025」  
企画運営業務委託  
提案競技実施要項

令和6年4月  
福岡市

## 目次

1 名称	1
2 趣旨	1
3 企画提案要望の概要	1
4 提案限度額	1
5 発注者	1
6 履行期間(予定)	1
7 令和7年度以降の契約	1
8 参加資格	2
9 スケジュール	2
10 説明会参加申込	3
11 説明会	3
12 提案に関する問い合わせ(質問書提出)	3
13 提案競技参加申込	3
14 企画提案書の提出	4
15 審査(プレゼンテーション)	6
16 提出書類の取扱い	7
17 失格要件	7
18 契約	7
19 委託における著作権等の権利の取り扱い	7
20 その他留意事項	7

## 1 名称

「(仮称)インフラフェスFUKUOKA2025」企画運営業務委託

## 2 趣旨

道路、河川、下水道などの都市インフラは、市民の暮らしや地域経済を支えるとともに、近年、激甚化・頻発化する自然災害等に対応する重要な役割を担うものである。

しかしながら、都市インフラを支える建設業は、就業者の急速な高齢化や若者離れの深刻化による将来の担い手不足等の課題を抱えており、これらは、都市インフラの品質確保や適切な機能維持に影響を及ぼす可能性がある。

本業務は、このような建設業を取り巻く環境等を踏まえ、子どもたちをメインターゲットに都市インフラの役割や重要性、建設業の魅力等を発信し、将来の技術者としての人材獲得へと繋げることを目的に、見て・触れて・楽しめる「体験型イベント」を実施するもの。

この提案競技では、上記目的の達成に向けた効果的なイベントを実施するため、その企画運営業務についてノウハウを有した事業者から企画提案の募集を行い、最も優秀な提案を行った事業者を最優秀提案者として契約交渉権者とするものである。

## 3 企画提案要望の概要

「(仮称)インフラフェスFUKUOKA2025」企画運営業務委託仕様書(案)のとおり

## 4 提案限度額

14,757,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※上限を超える場合は、失格とする。

## 5 発注者

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目 8番1号 福岡市役所6階  
福岡市道路下水道局総務部総務課

## 6 履行期間(予定)

契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

## 7 令和7年度以降の契約

令和7年度以降の契約については、発注者が前年度事業の評価を行い、本業務委託の受託者による当該年度の事業実施が適切と認めた場合は、引き続き受託者となることができる(契約期間は最大3年間(令和6年度から令和8年度))。

※令和7年度以降の業務委託料については未定。

※令和7年度以降に継続して契約した場合でも、令和6年度の契約金額を保障するものではなく、契約金額の減少が生じた場合に違約金または損害賠償等の請求を行う権利を有するものではない。

## 8 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、全構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。  
※措置要領が掲示されているホームページアドレス  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市内に本社または営業所等を有する法人であること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 9 スケジュール

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始          | 令和6年4月25日(木) |
| (2) 説明会参加申込締切     | 5月13日(月) 17時 |
| (3) 説明会           | 5月15日(水)     |
| (4) 質問書締切         | 5月17日(金) 17時 |
| (5) 参加申込締切        | 5月31日(金) 17時 |
| (6) 企画提案書締切       | 6月7日(金) 17時  |
| (7) 審査(プレゼンテーション) | 6月中旬(予定)     |
| (8) 契約締結          | 7月中旬以降(予定)   |

## 10 説明会参加申込

「11 説明会」に参加しようとする者は、5月13日(月)17時までに「説明会参加申込書(様式1)」を電子メールで送付し、説明会参加申込書を提出した旨を電話連絡すること。

### (1) 提出先

福岡市道路下水道局総務部総務課(担当者:鶴、稗田)

メールアドレス:somu.RSB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号:092-711-4503

## 11 説明会

発注者による提案競技及び委託等に関する説明及び質疑応答の機会を設ける。

### (1) 日時

5月15日(水)10時00分～11時00分(予定)

### (2) 会場

福岡市赤煉瓦文化館 2階 会議室3

### (3) 内容

・本提案競技等に関する説明 15分

・質疑応答 45分

※説明会に参加するにあたり、参加者は本実施要項を必ず一読のうえ参加すること。

※説明会に参加する人数は、一事業者あたり(コンソーシアムの場合は一団体あたり)、最大で2名までとする。

※参加者は説明会当日、事務局への提出用に名刺を1枚持参すること。

※質疑応答の内容は、福岡市ホームページに掲載する予定。

※提案競技に参加する者は、原則、説明会に参加すること。

## 12 提案に関する問い合わせ(質問書提出)

提案競技に関する質問を行う場合は、5月17日(金)17時までに「質問書(様式2)」に記載のうえ、電子メールで送付し、質問書を提出した旨を電話連絡すること。

### (1) 提出先

「10 説明会参加申込 (1) 提出先」に同じ

### (2) 回答

質問についての回答は、5月24日(金)までに福岡市ホームページ上に掲載する予定。

## 13 提案競技参加申込

提案競技に参加する者は、以下に示す書類を提出すること。

### (1) 提出書類

以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申込期限日が含まれている者にとっては、②～⑧の提出を免除する。

#### ① 提案競技参加申込書(様式3)

注1) コンソーシアムで申し込む場合は、代表事業者を決定し、コンソーシアム構成事業者一覧(様式3-2)を提出すること。なお、書類は代表事業者が取りまとめて提出すること。

#### ② 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

- ③ 市町村税を滞納していないことの証明書
    - 注1) 福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
  - ④ 消費税および地方消費税納税証明書
    - 注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
    - 注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。
  - ⑤ 委任状(様式3-3)
    - 注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。
  - ⑥ 誓約書(様式3-4)
    - 注1) 代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
  - ⑦ 役員名簿(様式3-5)
    - 注1) 代表者および役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。
    - 注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
    - 注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)
  - ⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
    - 注1) 直近決算2年分の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」の写しを提出すること。
- (2) 提出締切
    - 5月31日(金) 17時
  - (3) 提出方法
    - 原本を郵送(必着)または持参すること。
  - (4) 提出先
    - 「10 説明会参加申込 (1) 提出先」に同じ
  - (5) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式4)」を提出すること。また、その旨を電話連絡すること。

## 14 企画提案書の提出

「13 提案競技参加申込」を行った者は、企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書
    - ・A4(日本産業規格)
    - ・横(印刷向き)
    - ・長辺綴じ(両面印刷、片面印刷は問わない)
    - ・ページ枚数は20ページ以内とする。(ただし、表紙、目次、白紙ページは除く)
    - ・1ページ目は表紙とし、2ページ目は目次とする。
    - ・表紙、目次を除き、ページ番号を一連で記載すること。
    - ・提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

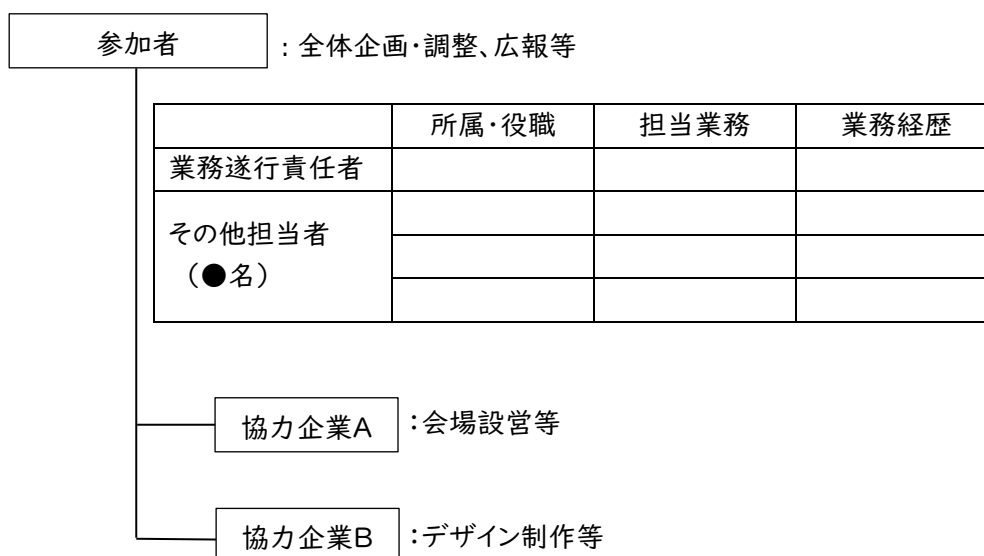
・表紙には、あて名「(宛先)福岡市道路下水道局総務課」、表題「(仮称)インフラフェスFUKUOKA2025」企画運営業務委託 企画提案書」、提出年月日(和暦)を記載すること。

・「(仮称)インフラフェスFUKUOKA2025」企画運営業務委託仕様書(案)「6 業務内容」の記載順に提案内容を記載すること。

## ②運営体制図

- ・運営体制及び人員配置計画について記述すること。(本業務の一部を再委託する場合又は協力を受けて実施する予定の場合は、その旨についても記述をすること)
- ・本業務と同種又は類似の業務(ふれあい広場におけるイベント実施)の実績がある場合は、業務経歴に記載すること。

※記述例 (企業名は記載せずA社、B社などとする)



## ③スケジュール表

## ④見積書(様式5)

なお、②~④は①企画提案書の最後に編綴すること。

### (2) 提出締切

6月7日(金) 17時

### (3) 提出方法

企画提案書はすべてPDFデータとし、「10 説明会参加申込(1)提出先」へ電子メールで送付すること。その際、提出した旨を電話連絡すること。

※電子データのサイズが計20MBを超える、もしくは数が10を超える場合は、メールを複数回に分けて送付する、またはデータ転送サービス等を利用して提出すること。

### (4) 留意点

- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものとみなす。
- ・提案書等は、全体にわたって提案者(コンソーシアムの場合は提案者及び構成員のすべて)の企業名・団体名等を伏せること。
- ・提案内容は十分考慮した上で実現可能なものとする。

## 15 審査(プレゼンテーション)

企画提案書等を提出した事業者(以下「参加事業者」という。)によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

詳細については、企画提案書提出以降に発注者から参加事業者へ電子メールにて通知する。

### (1) 日時

- ・6月中旬(予定) 時間未定
- ・日時や場所等、詳細については、参加事業者に電子メールで連絡する。

### (2) 内容

- ・説明資料は提出された提案書のみとし、プレゼンテーション12分、質疑応答8分とする。
- ・出席者は1事業者(コンソーシアムの場合は1団体あたり)3名までとする。
- ・実務責任者は原則出席すること。

### (3) 審査方法

- ・「(仮称)インフラフェスFUKUOKA2025」企画運營業務委託 提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について評価を行う。
- ・別紙「審査基準」に基づき、審査の視点ごとに評価を行い、「表1 得点化基準」に従い点数化する。
- ・選定委員会の各委員が評価した点数の平均を審査の視点ごとに算定したものを合計し、最高得点者を最優秀提案事業者とする。ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。
- ・点数が同点の場合は、選定委員会の委員の意見をもとに総合的に判断し、決定する。
- ・選定委員会の各委員が評価した審査基準の必須項目(配点240点)の平均点数が標準(144点)に達しない場合は、最優秀提案事業者としない。

※審査に関する質問には一切応じない。

【表1 得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	特に優れた提案がある	配点×1.0
B	優れた提案がある	配点×0.8
C	適切な提案がなされている	配点×0.5
D	適切な提案が少ない	配点×0.3
E	懸念される点がある	配点×0.0

### (4) 審査基準

- ・別紙「審査基準」のとおり

### (5) 審査結果

- ・全ての参加事業者に審査(プレゼンテーション)の翌日以降に電子メールにて通知する。  
また、最優秀提案事業者については福岡市ホームページで公表する。



## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出後の書類の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) すべての提出書類は返却しない。なお、企画提案書等は本事業の審査以外の目的で参加事業者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

## 17 失格要件

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) その他、発注者が不正と認める行為があったとき

## 18 契約

選定委員会で選定された最優秀提案事業者を契約交渉権者とし、選定委員会での意見等を踏まえ、最終的な契約内容や仕様等を協議し、業務契約手続きを行う。ただし、最優秀提案事業者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点の者を契約交渉の相手方とすることがある。

## 19 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は発注者に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) (3)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

## 20 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問は一切受付けない。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 本業務の全部又は主たる部分を再委託することは禁止する。

以上